



厚生労働省

岐阜労働局

Gifu Labour Bureau

Press Release

岐阜労働局
令和元年5月30日発表

担	岐阜労働局労働基準部監督課
当	監督課長 大谷 徹
	監察監督官 平林 健生
	電話 058-245-8102

労働条件等の監督指導結果（平成30年）を公表

～ 違反率は前年比2.1ポイント低下、送検件数は過去5年で最高 ～

岐阜労働局（局長 畑 俊一）は、平成30年に県内の事業場に対して7つの労働基準監督署（以下「監督署」）が実施した立入調査等（以下「監督指導^(※)」）と司法事件の結果を取りまとめましたので、公表します。

- 1 平成30年は県内2,995事業場に対して監督指導を実施し、このうち、2,069事業場で法令違反を確認した。違反率は69.1%で、前年に比べ2.1ポイント低下し、違反率が70%を下回るのは、5年ぶり（平成25年69.7%）である。主な違反事項別では、労働時間が違反率21.7%と最も高く、次いで健康診断17.9%となっており、健康診断の違反率が前年比6.3ポイント上昇している。
業種別では、保健衛生業の違反率が78.3%と最も高く、次いで製造業と運輸交通業が76.4%となっている。（グラフ1～4参照）
- 2 法違反の内容が重大又は悪質な事案32件（労働安全衛生法違反21件、労働基準法違反7件、最低賃金法違反4件）を検察庁に送検した。
主な法違反（1事案について複数該当するものあり）は、賃金不払、労働時間超過、墜落防止措置義務不履行がそれぞれ7件、労災かくしが5件等となっている。
業種別では、製造業が14件、建設業が10件、産業廃棄物処理業が3件等となっている。（グラフ5～7参照）
- 3 岐阜労働局では、労働時間の違反率が高いことから、引き続き、月80時間超の時間外労働を行う事業場全数を監督し、長時間労働の是正、過労死等防止の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案については、司法処分を含め厳正に対処する。
また、監督署の支援班を中心に、改善好事例、時間外労働等改善助成金などを周知し、中小企業に対する丁寧な指導を行う。

詳細は、別紙及び参考資料をご覧ください。

(※) 労働基準監督官が、労働基準法等に基づき事業場に立ち入るなどによって調査を行い、法違反等の是正指導、使用停止等処分を行います。

1 過去5年間の推移（グラフ1参照）

岐阜県内の7つの労働基準監督署は、平成30年の1年間に、県内2,955事業場に対して、相談、通報、各種届出書類状況、インターネット監視情報などを踏まえて、監督指導を実施し、このうち、2,069事業場（違反率69.1%）で労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の法令違反を確認し、改善指導を行いました。

違反率は前年に比べやや低下していますが、概ね70%前後で推移しており、高止まりの状況となっています。

2 主な違反事項と内訳（グラフ2参照）

（1）違反率の高い事項

- ① 労働時間 21.7%
 - 36 協定未締結の時間外労働
 - 36 協定の上限時間を超えた時間外労働
- ② 健康診断 17.9%
 - 定期健康診断の未実施
- ③ 安全基準 17.5%
 - 高さ2m以上の足場に手すり、中さん等墜落防止措置が無かった
 - 食料品製造機械等の安全カバー未設置
- ④ 割増賃金 15.7%
 - 時間外労働の実態を適正に把握していない
 - 残業手当の時間数に上限を設ける
- ⑤ 賃金未払 12.2%
 - 所定賃金支払日に支払わない
 - 賃金から損害金等を控除
- ⑥ 労働条件明示 11.9%
 - 労働契約の締結、雇入れ時に労働条件を記載した書面を未交付

（2）違反事項別で見ると、健康診断の違反率が前年に比べ、6.3ポイント上昇しました。1年に1回実施する一般健康診断の他、有機溶剤等化学物質を扱う労働者に対する特殊健康診断の違反率が上昇しています。

3 業種別の違反状況（グラフ3、4参照）

- （1） 介護施設、病院などの保健衛生業が78.3%と最も高く、続いて製造業と運輸交通業（違反率76.4%）、飲食店などの接客娯楽業（同66.9%）、スーパーマーケット、ドラッグストアなどの商業（同69.1%）、建設業（同56.1%）の順になっています。
- （2） 過去5年間の違反率をみると、全体の違反率は、最近3年連続で低下しており、昨年は70%を割り込んだものの、製造業、運輸交通業、保健衛生業は全ての年で70%を超えており高止まりが続いている。

4 司法処分結果

- （1） 司法処分件数は、平成21年から29年までは、概ね20件前後で推移していたが、昨年は32件と大幅に増加し、ここ5年間で最高となった。（グラフ5参照）

- (2) 主な法違反は、賃金不払、労働時間超過、墜落防止措置義務不履行が7件ずつとなっており、次いで労災かくしが5件等となっている。(グラフ6参照)
- (3) 業種別では、製造業が多く次いで建設業となっており、約7割を労働安全衛生法違反が占めている。(グラフ7参照)

5 是正等の事例

(1) 長時間労働の是正

建設業の事業場において、月80時間超の時間外労働を1か月7名が行っており、長時間労働の削減に係る指導を実施した。

事業場では、ノー残業デーの設定とオフィスカー（現場で事務作業を行うための車両）の導入による省力化投資を行い、時間外労働を月80時間以内に削減した。

(2) 賃金不払い残業の是正

始業前の業務について賃金が未払いとの情報により監督を実施し、労使から聴き取りを行う等により事実を確認したところ、労働時間に該当すると判断し、是正勧告を行った。その結果、100名以上の労働者に対し割増賃金の差額約400万円を支払った。

(3) 申告による最低賃金、賃金不払い残業の是正

外国人技能実習生から「基本給が最低賃金未満である。時間外労働の単価が時間額400~500円である」との申告があり、申告どおりの違反が認められ、不足額約700万円が支払われた。

(4) 安全基準

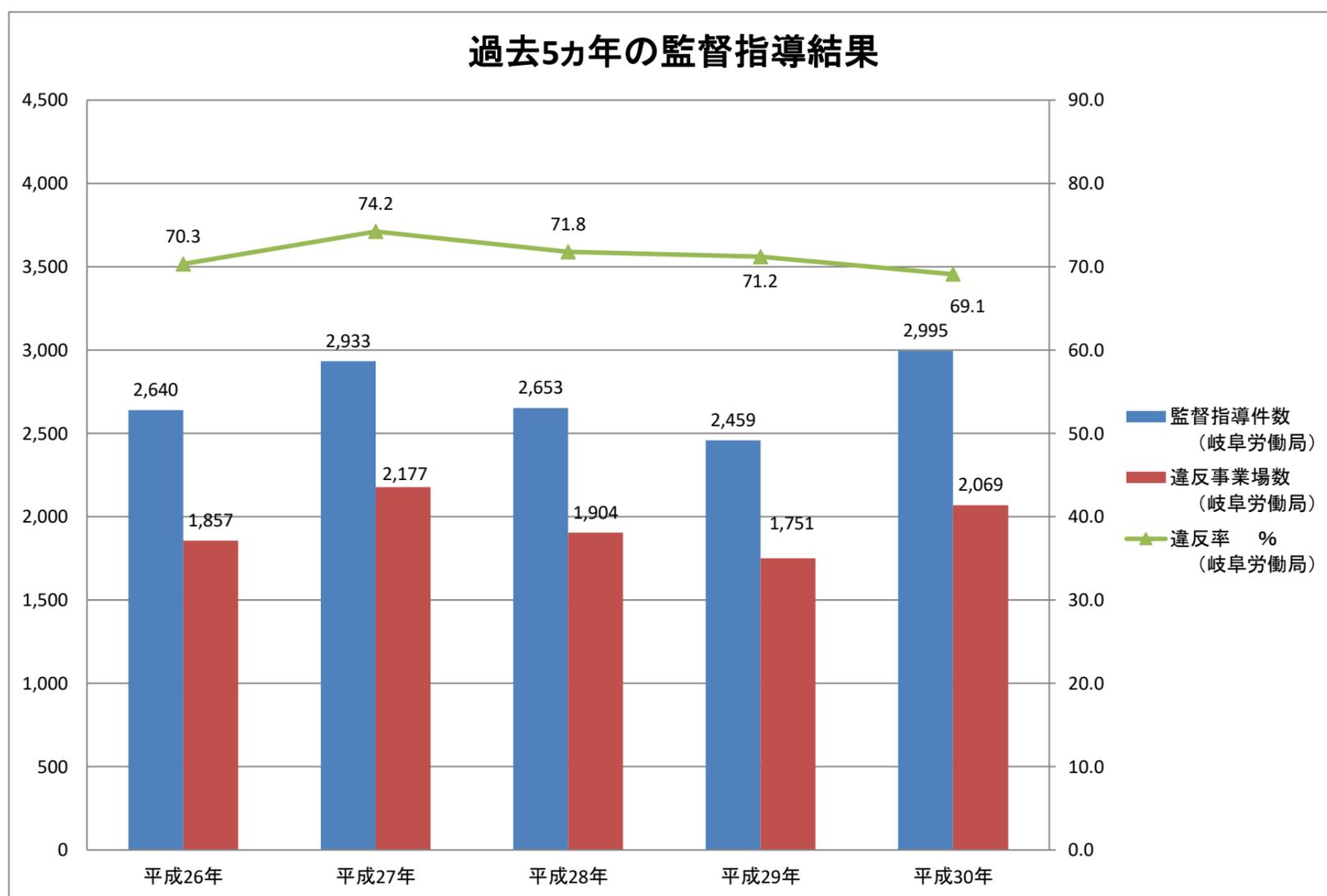
プレス機械による災害を契機に監督を実施し、稼働中に労働者の身体の一部が危険限界に入らないよう、機械の正面だけでなく、側面、背面にも安全装置を設置することが望ましい旨の指導を行った。事業場は、使用する6台のプレス機械全ての側面、背面にも光線式の安全装置を取り付ける改善を行った。

(5) 衛生基準

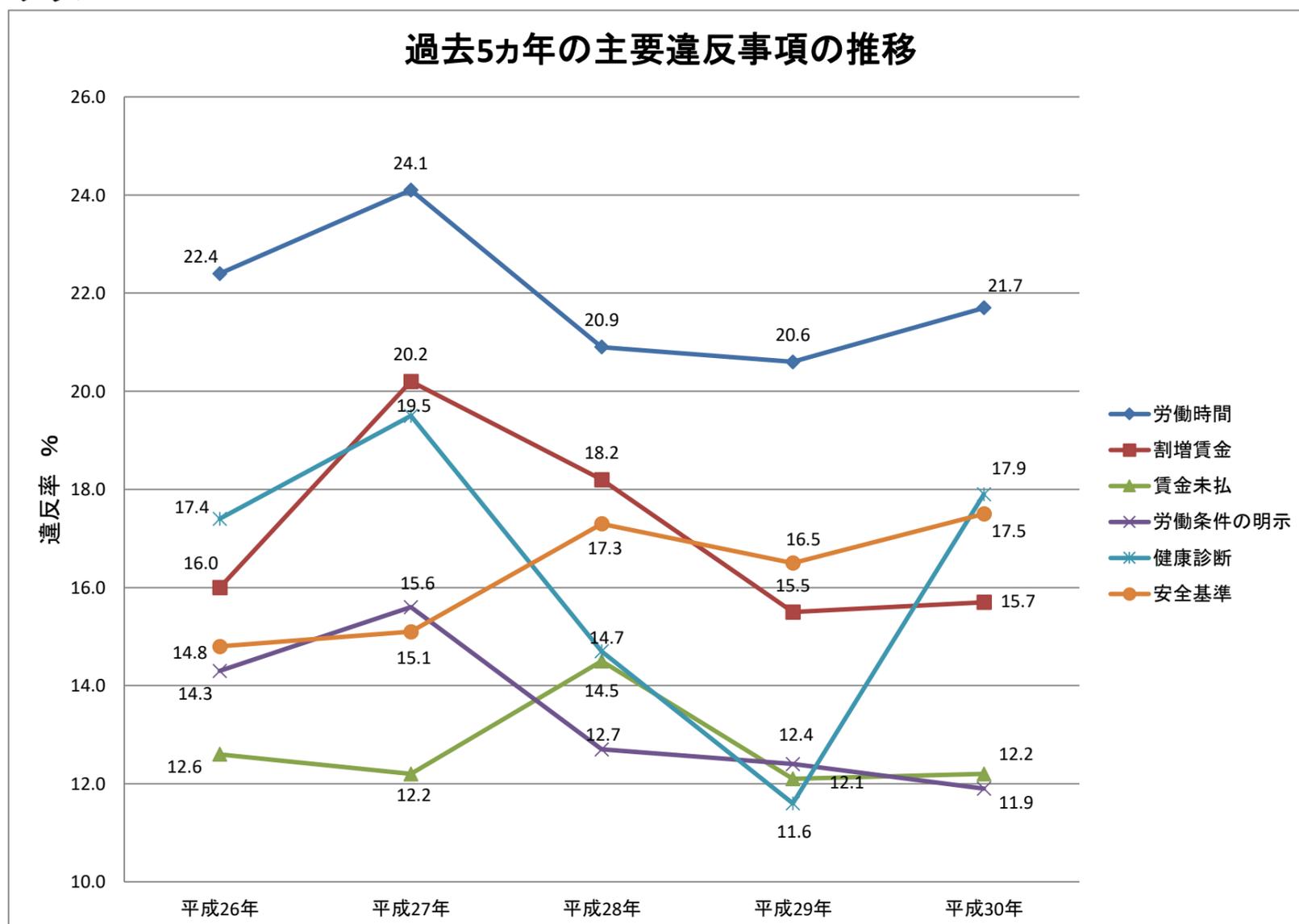
工場内において、有機溶剤業務を行っていたが、局所排気装置等の発散防止措置はなく、有機溶剤作業主任者も未選任であったため、是正勧告を行った。

作業主任者の選任と局所排気装置の設置がされ是正を確認するとともに、装置の性能について技術的な指導を行うことにより、作業環境が改善された。

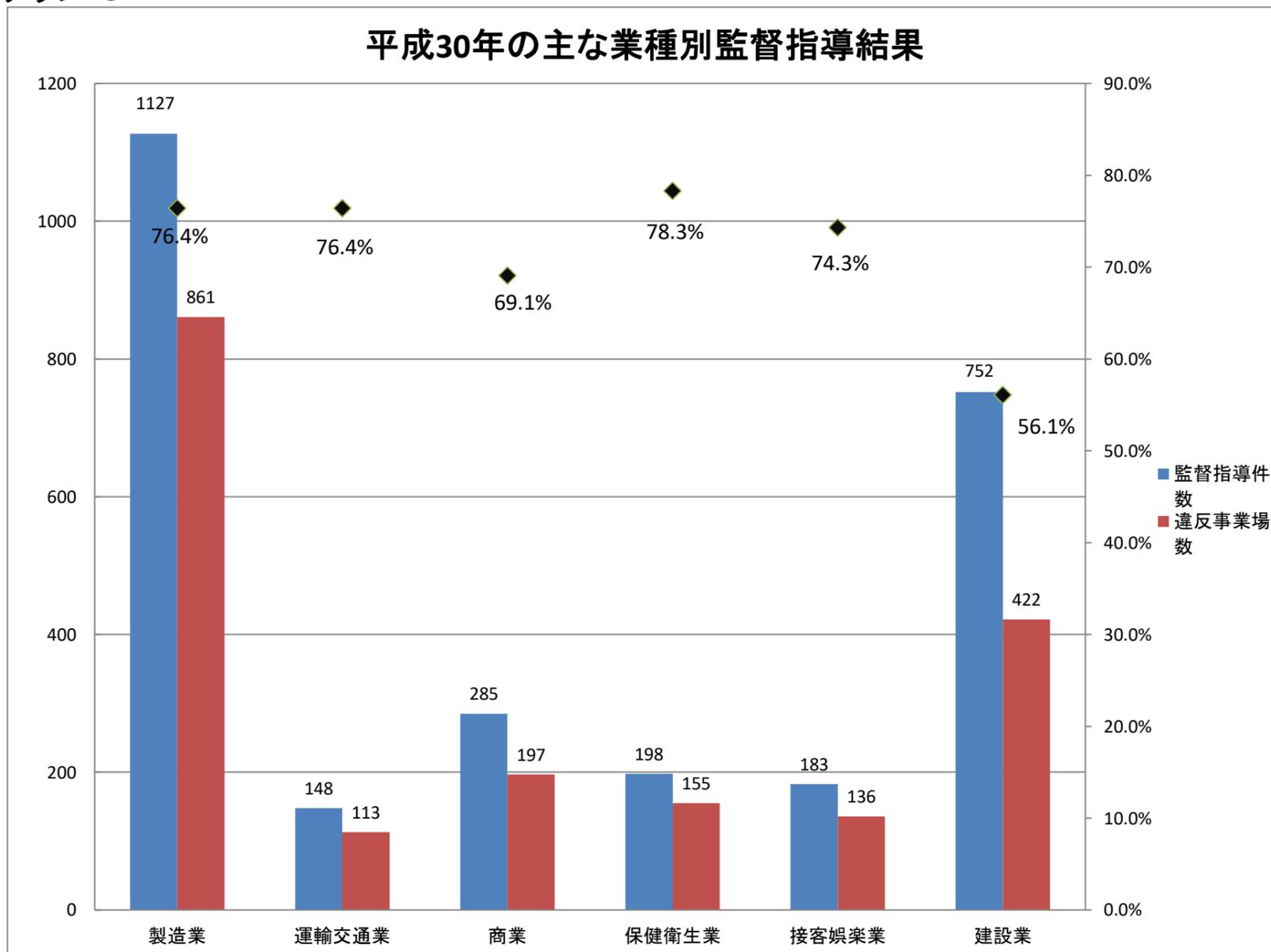
グラフ 1



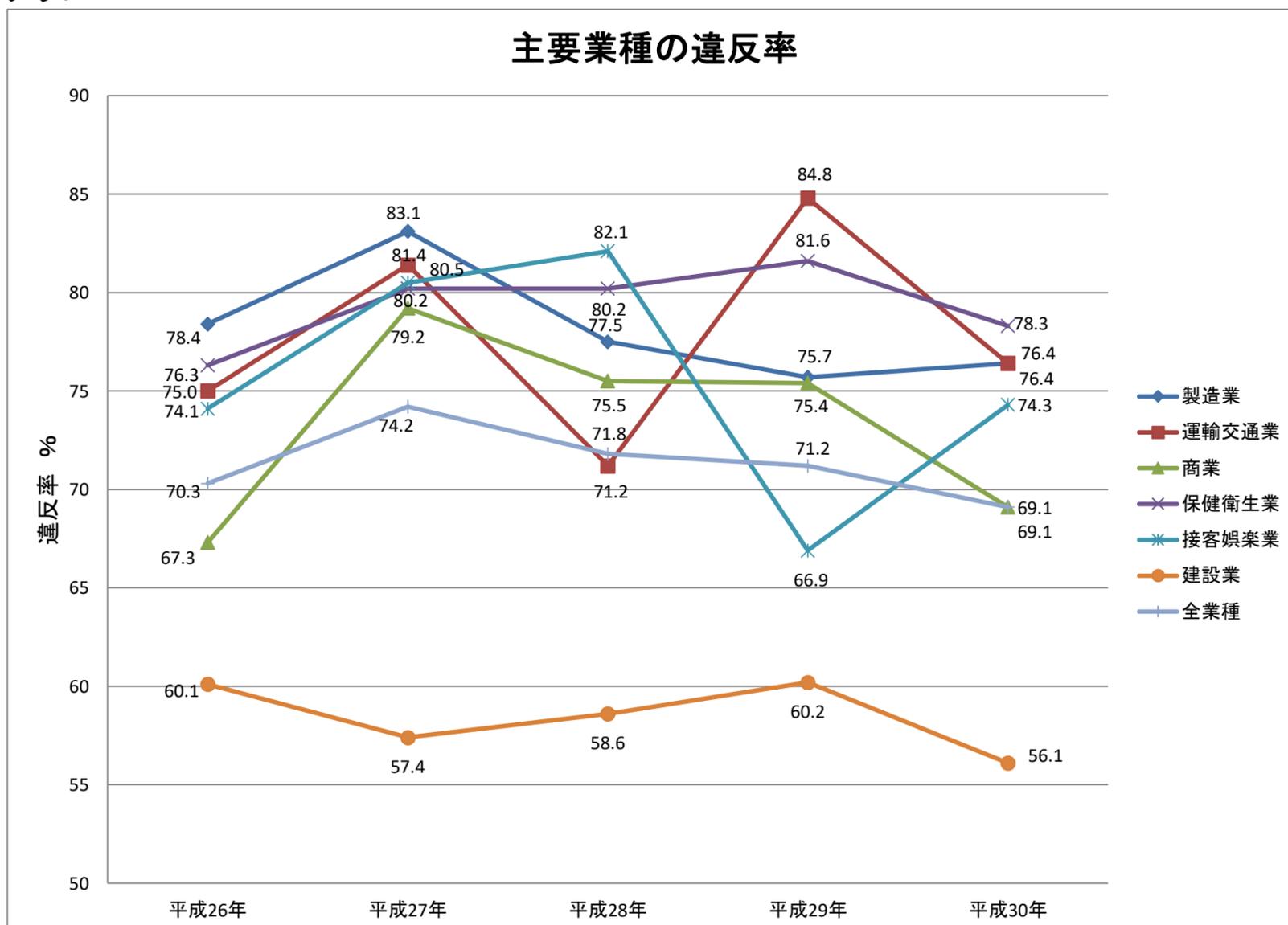
グラフ 2



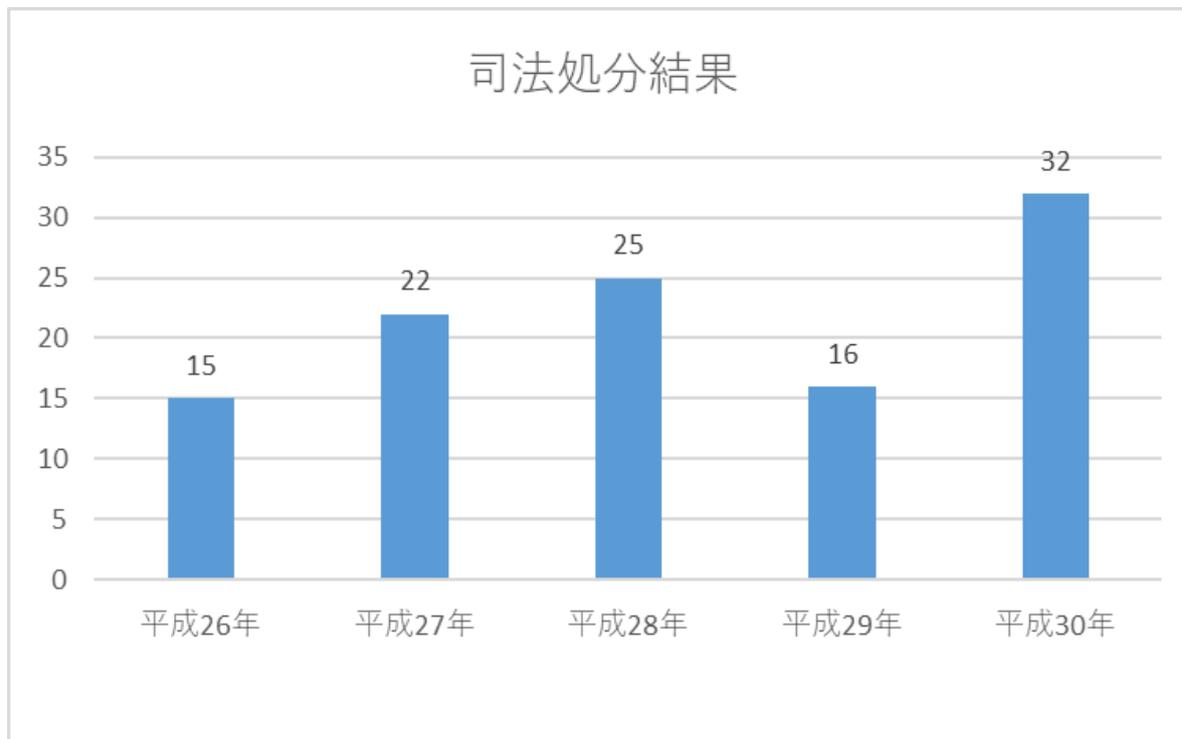
グラフ 3



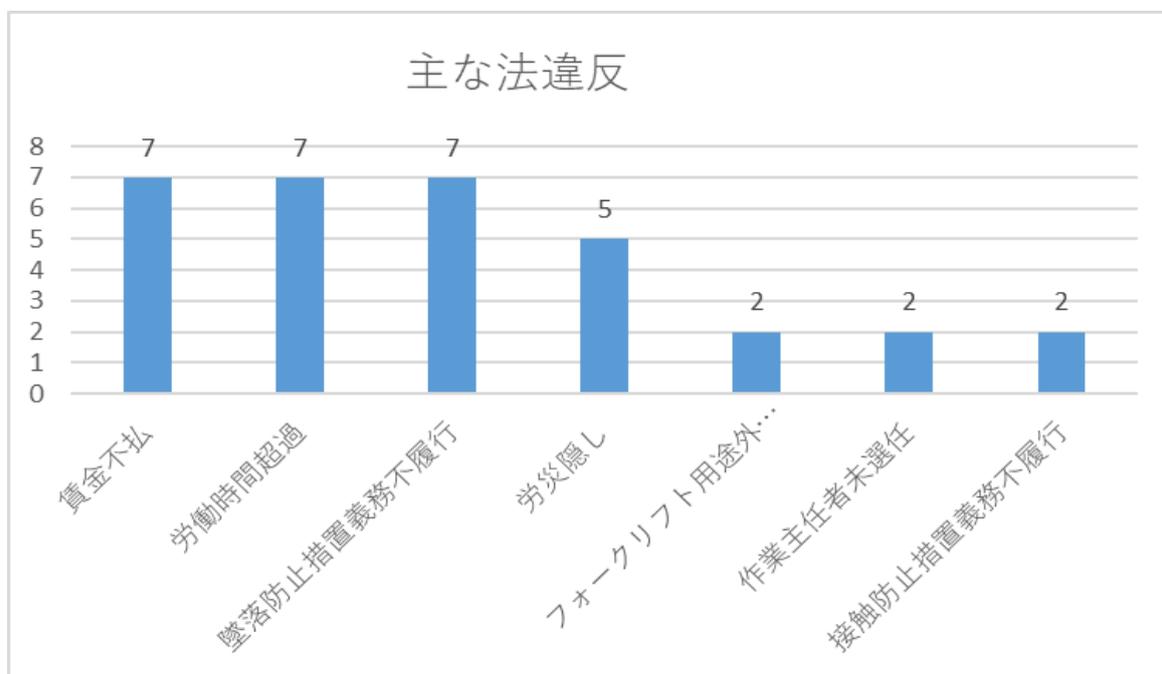
グラフ 4



グラフ5



グラフ6



グラフ7

